

公共施設における地元産木材の利用促進に関する指針の運用

(平成 17 年 12 月 1 日適用 最終改正 平成 24 年 3 月 13 日)

1 地元産木材の使用【指針第 4 の 3】

使用する木材の規格等により、地元産木材の使用が特に困難な場合を除き、郡上市内の森林から生産された木材を使用する。

2 低層とは、高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下で、延べ床面積 3,000m² 以下の建築物をいう。【指針第 4】

3 木造化が困難な施設【指針第 4 ・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により、木造化に著しく費用を要し、費用対効果が低い場合

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和が損なわれる場合

4 木材利用の留意点等【指針第 4】

(1) 木目や色による視覚的效果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。

(2) シックハウス等の化学物質に対する病気を防止するため、各種法令や関係基準等に適合することはもとより、基本的にムク材を使用することとし、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分配慮する。

(3) 柱や梁などの構造材には大径材又は集成材を用いて、建築物の強度を高めるとともに、視覚により木材使用の P R 効果を高める。

(4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすため、原則として床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。

(5) 木材の再資源化を進めるため、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など使用可能な部位については、再生木質ボード等再資源化資材を積極的に活用する。

5 市有施設の備品及び消耗品【指針第 6】

(1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本指針を適用しない。

(2) 備品及び消耗品について、間伐材、小径材等を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。

6 コスト縮減への留意【指針第 10】

コスト縮減については、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。

7 指針の運用

指針の運用に必要な連絡調整は、農林水産部林務課において行う。